

検証の振り返りと本日の協議内容

5月30日の協議

本日の協議

条文	項目
3・8条	広報・広聴に関するもの 議会報告会の開催に関するもの 陳情提出者説明に関するもの
5条	オンラインに関するもの 議会運営に関するもの
12条	災害対策に関するもの
19条	地方自治法改正に関するもの 政治倫理に関するもの

① 5条・12条
災害対策を含むオンラインについて
ア 例規の整備を含むオンライン会議について
**例規の整備について
会派持ち帰り・継続協議**
イ 災害に関する項目（行動マニュアルの作成について）
マニュアルの作成に併せて要綱の変更も行うことについて
会派持ち帰り・継続協議

② 19条
ハラスメント研修
今後のハラスメント対策について
研修の実施を正副議長に依頼

① 5条・12条
災害対策を含むオンラインについて
ア 例規の整備を含むオンライン会議について
例規の整備について協議
イ 災害に関する項目（行動マニュアルの作成について）
要綱の変更も含めた災害時行動マニュアルの作成について協議
② 5条
一般会計決算総括質疑について
一般会計決算総括質疑について協議



第5条 オンラインに関するもの・第12条 災害対策に関するもの

参考
令和6年2月22日
議会運営委員会資料

検討課題・手順

災害対策に関すること

- 1 オンラインを含め、何を・いつ・どのように実施するのか
「調布市議会災害対策支援本部要綱」策定済
「災害時行動マニュアル」・「フローチャート」などの整備

オンライン

(オンライン会議のテストを実施)

例規の整備を含むオンライン会議の協議
(いつ・どこまでの会議を想定するかを検討)

会議に関すること

傍聴 あり・なし
中継 あり・なし

- 1 **災害時に限り**実施を検討
 - (1) 会議体の検討
 - (2) 要件の検討(大規模な災害等の発生等または重大な感染症の蔓延により委員等の参集が困難な場合)
 - (3) 例規の整備
- 2 **平時も含み**実施を検討
 - (1) 会議体の検討
 - (2) 要件の検討(災害時の要件に加え、育児・介護その他のやむを得ない事由により、委員の参集が困難な場合)
 - (3) 例規の整備

第5条 オンラインに関するもの・第12条 災害対策に関するもの

※災害時などに、オンラインを活用し会議等を継続して開催できるようにするための対応について

対象会議等の名称	根拠例規	傍聴	中継	記録	使用機器	要検討例規等
調布市議会災害対策支援本部	調布市議会災害対策支援本部要綱				タブレット端末 (大型ディスプレイ等)	災害対策支援本部要綱 タブレット型端末機等使用基準
市民への議会報告実行委員会	市民への議会報告実行委員会要領				同上	実行委員会要領
幹事長会議	先例・申合せ事項			○	同上	先例・申合せ事項
広報委員会	調布市議会会議規則 調布市議会広報委員会要綱	○		○	同上	会議規則 広報委員会要綱
全員協議会	調布市議会会議規則 調布市議会全員協議会要綱	○	○	○	タブレット端末 インターネット中継機器等	会議規則 全員協議会要綱
常任委員会 特別委員会 議会運営委員会	調布市議会委員会条例 調布市議会会議規則	○	○	○	同上	委員会条例 会議規則
本会議（一般質問）	調布市議会会議規則	○	○	○	同上	会議規則

例規の整備が必要な検討事項

特例としてオンライン会議を開会する条件等

令和6年6月14日
議会運営委員会資料

↑
緊急性

有 時

- ①重大な感染症のまん延
- ②大規模な災害等の発生

平 時

- ③公務, 疾病, 育児, 看護又は介護, 出産, 配偶者の出産補助等(調布市議会会議規則第2条参照)
- ④その他

オンライン会議の対象

1 各委員会

2 協議又は調整を行う場

改正が必要な主な例規等

- ・調布市議会会議規則
 - ・調布市議会委員会条例
- 議決事件

👉 有事の条件①②のみとするか
平時の条件③④を加えるか協議

👉 オンライン会議の対象を
1, 2とすることを確認

👉 例規改正を協議

【参考】委員会条例オンライン会議の規定例（フェーズに応じた会議の開会方法等の特例措置の実施要件）

全国市議会議長会標準委員会条例A（一部抜粋）①+②（感染症要件+災害要件とするもの）

第15条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第20条（（秘密会））第1項の秘密会は、この限りでない。

全国市議会議長会標準委員会条例B（一部抜粋）①+②+③+④

第15条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下この条において「オンラインによる方法」という。）によつて、委員会を開会することができる。ただし、第20条（（秘密会））第1項の秘密会は、この限りでない。

- (1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合
- (2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

墨田区議会委員会条例（一部抜粋）①（感染症のみを要件とするもの）

（委員会の開会方法の特例）

第12条の2 委員長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する感染症のまん延防止の観点から、委員会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下「オンライン」という。)を活用して委員会を開会することができる。

町田市議会委員会条例（一部抜粋）①+②（感染症要件+災害要件とするもの）

（委員会の開会方法の特例）

第15条の2 委員長は、生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症のまん延又は地震、台風その他の大規模な災害の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。

立川市議会委員会条例（一部抜粋）①+②+③（感染症要件+災害要件+育児・介護要件とするもの）

（出席方法の特例）

第12条の2 委員長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から、若しくは災害等の発生等により、又は出産、育児、看護、介護等のやむを得ない事由により委員会の開会場所に参集することが困難な委員があるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）により、当該委員を委員会の開会場所以外の場所から委員会に出席させることができる。この場合において、議事の公開の要請への配慮、委員等の本人確認及び自由な意思表示の確保等に十分留意するものとする。

災害時安否状況確認訓練を想定したオンライン会議体験（1回目）グループ

- 日時 7月17日（水） 10:00～12:00
- タイムスケジュール
 - 第1グループ（30分） 10:00～10:30
 - 休憩（15分） 10:30～10:45
 - 第2グループ（30分） 10:45～11:15
 - 休憩（15分） 11:15～11:30
 - 第3グループ（30分） 11:30～12:00

第1グループ	
司会	宮本和実 チャレンジ調布
	井上耕志 チャレンジ調布
	平野充 公明党
	松野英夫 公明党
	磯邊隆 調布ミライ政策会議
	鈴木ほの香 れいわ新選組調布
	田村ゆう子 日本共産党
	青山誠 チャレンジ調布
	山根洋平 チャレンジ調布
	田中謙二 自民・維新の会
	沼田亮 自民・維新の会

第2グループ	
司会	平野充 公明党
	内藤美貴子 公明党
	藤川満恵 公明党
	榎原登志子 立憲民主党
	木下安子 生活者ネットワーク
	岸本直子 日本共産党
	古川陽菜 チャレンジ調布
	阿部草太 チャレンジ調布
	佐藤堯彦 自民・維新の会
	澤井慧 自民・維新の会

第3グループ	
司会	井上耕志 チャレンジ調布
	宮本和実 チャレンジ調布
	大野祐司 自民・維新の会
	須山妙子 公明党
	川畑英樹 立憲民主党
	丸田絵美 チャレンジ調布
	清水仁恵 チャレンジ調布
	伊藤学 自由民主党
	鈴木宗貴 自民・維新の会
	大須賀浩裕 自民・維新の会

調布市生涯学習出前講座の実施報告

1 出前講座のメニュー

- (1) 講座名 子ども向け27 「議会について」
 (2) 内容 市議会の仕組みや議員の仕事について

2 実施内容

- (1) 議会、議員についての〇×ゲーム
 ① ○〇さんは、議員になる前、〇〇の仕事をした。
 ② オーディションに合格したら議員になれる。
 ③ 投票は18歳からできる。
 ④ 調布市の議員は100人いる。
 ⑤ 議員は「給食のこと」や「公園のこと」なども話し合っている。
- (2) 模擬投票
 ① 学校給食で増やしてほしいメニュー（手挙げ）
 ハンバーグ、カレー、スパゲティのフリップを見せて、どれが良いか手を挙げてもらう。
 ② 公園に設置してほしい遊具（模擬投票）
 ターザンロープ、ふわふわドーム、ローラーすべり台の遊具について、3人の議員がそれぞれフリップを見せてプレゼンを行い模擬投票をしてもらう。

3 実施結果

日時	施設	派遣議員	参加者(人)
8月5日(月) 10:30~11:15	滝坂小 あそびバ	松野英夫	27
		沼田亮	
		岸本直子	
		川畑英樹	
		井上耕志	
8月7日(水) 14:30~15:00	深大寺小 あそびバ・学童クラブ	鈴木ほの香	51
		藤川満恵	
		榊原登志子	
		木下安子	
		内藤美貴子	
8月21日(水) 14:00~14:45	上ノ原小 あそびバ	田村ゆう子	21
		青山誠	
		佐藤堯彦	
		清水仁恵	
		井上耕志	
8月22日(木) 10:00~10:45	北ノ台小 あそびバ・学童クラブ	田村ゆう子	57
		青山誠	
		山根洋平	
		田中謙二	
		井上耕志	
8月26日(月) 13:30~14:15	柏野小 あそびバ	磯邊隆	28
		山根洋平	
		古川陽菜	
		宮本和実	
		井上耕志	
		内藤美貴子	

合計

184

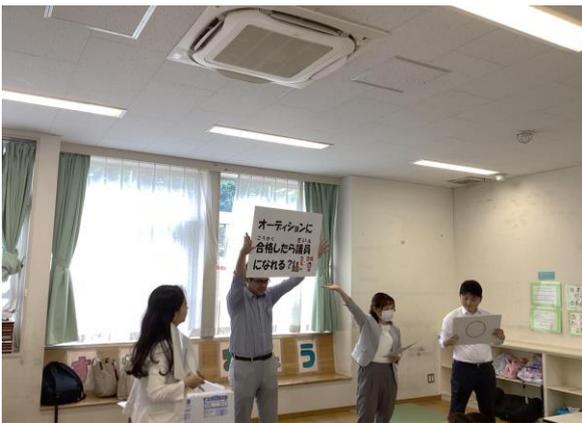
8月5日(滝坂小 あそびバ)



8月7日(深大寺小 あそびバ・学童クラブ)



8月21日(上ノ原小 あそびバ)



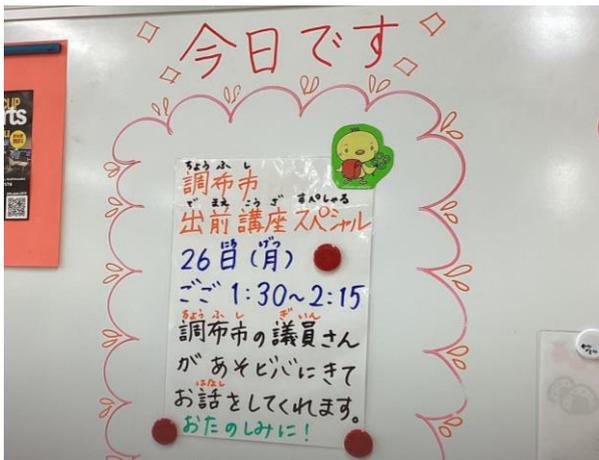
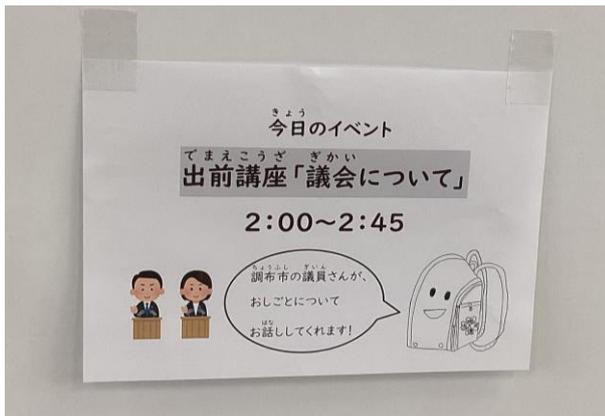
8月22日(北ノ台小 あそびバ・学童クラブ)



8月26日 (柏野小 あそびバ)



その他出前講座の様子



本マニュアルは、地震や風水害による災害が発生した場合に調布市議会が調布市災害対策本部（以下、災対本部という。）と連携し迅速かつ的確に地域の支援に対処できるよう調布市議会災害対策支援本部要綱（平成24年5月21日議会要綱第1号）を補完するものである。 ※議員とは本部長、副本部長、本部役員、本部員をいう。

1 調布市議会災害対策支援本部（以下支援本部という。）における基本原則

- ①支援本部は災害の状況に応じ、必要な体制をとりながら災対本部が行う災害対応に最大限の協力をする。
- ②本部長以外の議員は本部長から招集（オンライン会議への参加や参集）の求めがあるまでは、地域の一員（消防団や自治会等）として救援・復旧活動等の支援を率先して行う。
- ③議員は災対本部を含む執行機関の災害対応の妨げとならないよう、直接、災対本部に個別の意見や要望はせず、情報提供は全て調布市災害対策支援本部を介すること。

2 支援本部の設置

災害時に災対本部が設置されたときは、市議会として、これと連携するため、支援本部を置くことができる。

【 災対本部設置の可能性がある目安 】

- 震災 市域において、震度5弱以上の地震が発生した場合
- 風水害 大型台風の接近等により大雨警報、洪水警報、氾濫警戒情報、土砂災害警戒情報が発令され、市から警戒レベル3高齢者避難や警戒レベル4避難指示が発令される場合

3 連絡手段・内容

●連絡手段

議員からの安否確認及び本部への情報提供は、原則としてチャットアプリを用いるものとする。災害の状況により通信障害等が生じている場合は、適宜、電話・FAX・災害伝言ダイヤル等の活用を図ること。

●内容

- ①議員及び家族の安否状況
- ②議員の所在地
- ③議員の居宅の被災状況
- ④議員の参集の可否と参集可能な時期
- ⑤今後の議員との連絡方法
- ⑥地域の被災状況

※支援本部で集約し災対本部へ適宜提供する。ただし、報告内容への個別回答はしない。

< ⑥地域の被災状況の報告内容 >

道路閉塞、河川の氾濫、冠水等迅速な災害対策に支障が生じるような被害

（報告例）

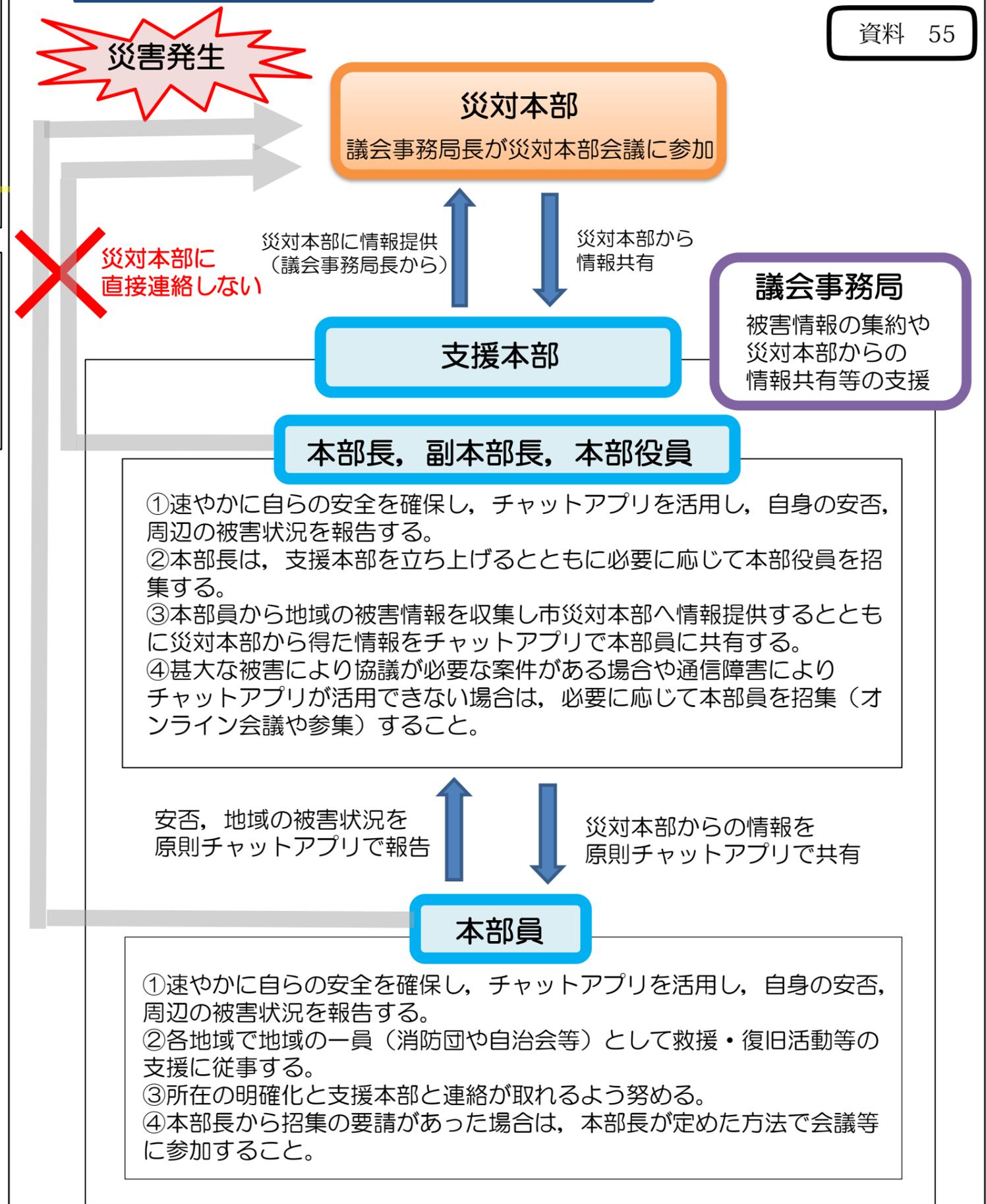
- 「小島町〇ー△ー□先の〇〇通りで家屋倒壊により道路閉塞あり」
- 「染地〇ー△ー□付近において冠水発生、〇〇アパートにおいて床上浸水あり」

4 注意事項

- ・職員や避難所に直接、要望・指示・情報提供等をせず、必ず支援本部を介すること。また、災対本部に回答は求めないこと。
- ・不確実な情報を発信しないこと（特にSNSに注意）。
- ・所在の明確化と常に支援本部と連絡がとれるように努めること。
- ・危険な場所に立ち入らないこと。

5 災害発生時のフロー（応急対応）

資料 55



- ①速やかに自らの安全を確保し、チャットアプリを活用し、自身の安否、周辺の被害状況を報告する。
- ②本部長は、支援本部を立ち上げるとともに必要に応じて本部役員を招集する。
- ③本部員から地域の被害情報を収集し市災対本部へ情報提供するとともに災対本部から得た情報をチャットアプリで本部員に共有する。
- ④甚大な被害により協議が必要な案件がある場合や通信障害によりチャットアプリが活用できない場合は、必要に応じて本部員を招集（オンライン会議や参集）すること。

- ①速やかに自らの安全を確保し、チャットアプリを活用し、自身の安否、周辺の被害状況を報告する。
- ②各地域で地域の一員（消防団や自治会等）として救援・復旧活動等の支援に従事する。
- ③所在の明確化と支援本部と連絡が取れるよう努める。
- ④本部長から招集の要請があった場合は、本部長が定めた方法で会議等に参加すること。

目的	緊急時においても、議会の機能を停止することなく、適正かつ公正に議会を運営する	想定する災害等 （災害対策本部 設置基準等）	・震度5弱以上の地震 ・風水害（警戒レベル3：高齢者等避難発令） ・その他議長が議会継続の可否判断が必要と認める災害（感染症の蔓延）
目標	緊急時の本会議の招集、議案審議・採決に関する手順を明文化することで、議会機能を維持し、緊急を要する議案等の審議が遅れて市政運営に支障を来さないようにする		
効果	緊急時であっても、法に基づく議決事件の審議を優先することで、柔軟でありながら地方自治の適正な議会運営を期することができる		

1 発災時の確認・検討事項

要件	確認・検討事項	行動マニュアル
議員の安否と市内の被災状況	議員の会議等への参集可否（定足数） 応急マニュアルを踏まえた災害対応（通信環境等含む）	LINEWORKSを活用し、自身の安否、周辺の状況を報告、事務局で集約
議案の有無	災害時において緊急に議決が必要な議案の有無	執行部と協議し、議案の取り扱いを確認
市職員の安否	事務局職員の参集（議事運営に必要な人員） 理事者（説明員）の参集 注「本会議」：地方自治法第121条（長その他役員等の出席義務） 「委員会」：調布市議会委員会条例第20条（出席説明の要求）	職員参集システムに回答 執行部と協議し、会議開催の場合の出席可能人数を確認
会議場所等の確保	議会棟（議場、全員協議会室、委員会室等）、市施設の会議室を検討	議会棟の被害状況の確認、他の施設で行う場合の音響システム、通信環境等の使用状況の確認

2 発災時の検討事項

判断する項目	検討事項
会議日程の変更	(1)審議する議案の優先順位 ア 決算審議等を継続審査に付することの可否 イ 緊急を要する議案の採決日・議案の撤回（専決処分・次回会議への議案提出）等の協議 (2)即決・付託の可否 (3)会期の変更など
各種会議開催の検討（委員会の開催方法）	(1)本会議の追加開催 (2)委員会のオンライン開催を含む日程の変更（オンラインの場合、予算・決算審査時は、2委員会同時開催かつ各委員会2日間を想定※2） (3)議会運営委員会の複数回の開催
審議等の検討	(1)上程時質疑の取扱い【被災状況により中止も】 (2)議員提出議案の取扱い（緊急性など）【被災状況により中止】 (3)代表質問（質問）・一般質問の取扱い【被災状況により中止】 (4)請願・陳情の取扱い【委員会付託せず、本会議で継続】

3 会議等の開催判断について

判断する項目	協議者			執行部協議の要否	協議及び判断の時期
	議長	議運委員長	常任委員長		
本会議の開催	◎	○		○	前段議会運営委員会前日までに
議会運営委員会の開催	◎	◎		○	前日までに
上程時質疑の取扱い	◎	○		○	1 発言通告受付の前日までに 2 前段議会運営委員会前日までに
常任委員会の開催	○		◎	○	1 前段議会運営委員会前日までに 2 委員長会議前日まで
代表質問・一般質問・緊急質問の取扱い	◎	○		○	1 発言通告受付の前日までに 2 前段議会運営委員会前日までに
意見書・決議の取扱い	◎	○			1 前段議会運営委員会前日までに 2 後段議会運営委員会前日までに
請願・陳情の取扱い	◎	○			前段議会運営委員会前日までに

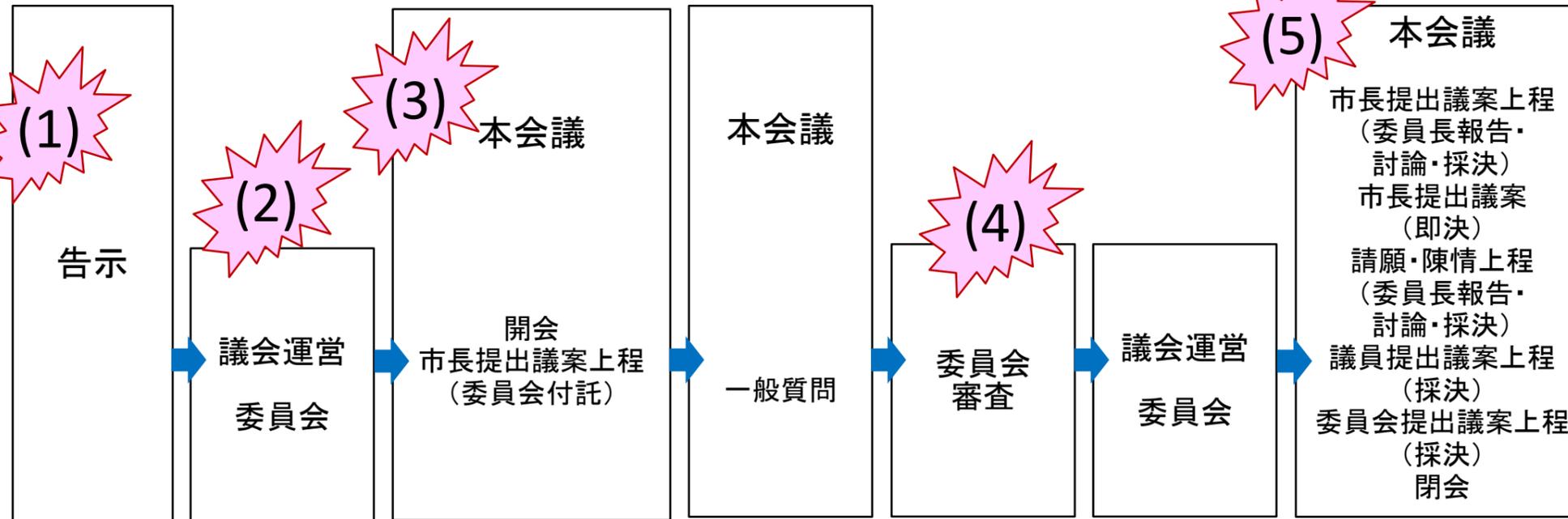
◎注意事項

- 議会の招集告示後、当該招集に係る開会の日に会議を開くことが災害その他やむを得ない事由により困難であると認めるときは、当該招集に係る開会の日の変更をすることができる。（地方自治法第101条第8項）
- 本会議（第1日）に議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開けない（地方自治法第103条）ため、会期日程（会議規則第4条）が決定できないことから、次の日以降に会議を開くことができず流会となる。
- 本会議（第1日）に執行部（説明員）が出席できない場合でも、定足数を満たしていれば、流会を避けるため、会期日程の決定のみの議決も可能。

凡例 ◎ 主たる協議者及び決定権者
○ 従たる協議者

判断の時期は、上記表のとおりだが、災害発生等の状況により、変更できるものとする。開催の選択肢として①通常どおりの開催②一部変更とした変則開催③開催不可

4 発災時期によるパターン



- 【発災時期パターン】** 番号 に対応
- (1) 告示前
 - (2) 告示後から開会前日
 - (3) 開会后本会議中
 - (4) 委員会審査中
 - (5) 最終日
- ※上記、災害発生時期により、日程を調整

- 議案審議のみで会期を最短の日程とした場合**
(7日間+休会日)
- 1 開会(議案上程・委員会付託・討論・採決:1日間)^{※1}
 - 2 オンライン開催の場合、委員会(4日間:1日2委員会ずつ)^{※2}
 - 3 議会運営委員会(1日間)^{※3}
 - 4 閉会(採決:1日間)
- ※1 当初予算の議案審議(第1回定例会)・決算認定の議案審議(第2回定例会)の場合は、開会日に、当該議案を除き、上程後、休憩中委員会審査、終了後に採決を想定。また、第2回及び第4回定例会は会期1日間とすることも検討。
- ※2 4委員会同時開催の環境整備が整うまでの間
- ※3 本会議の開催のための休会日等は、議会運営委員会で協議

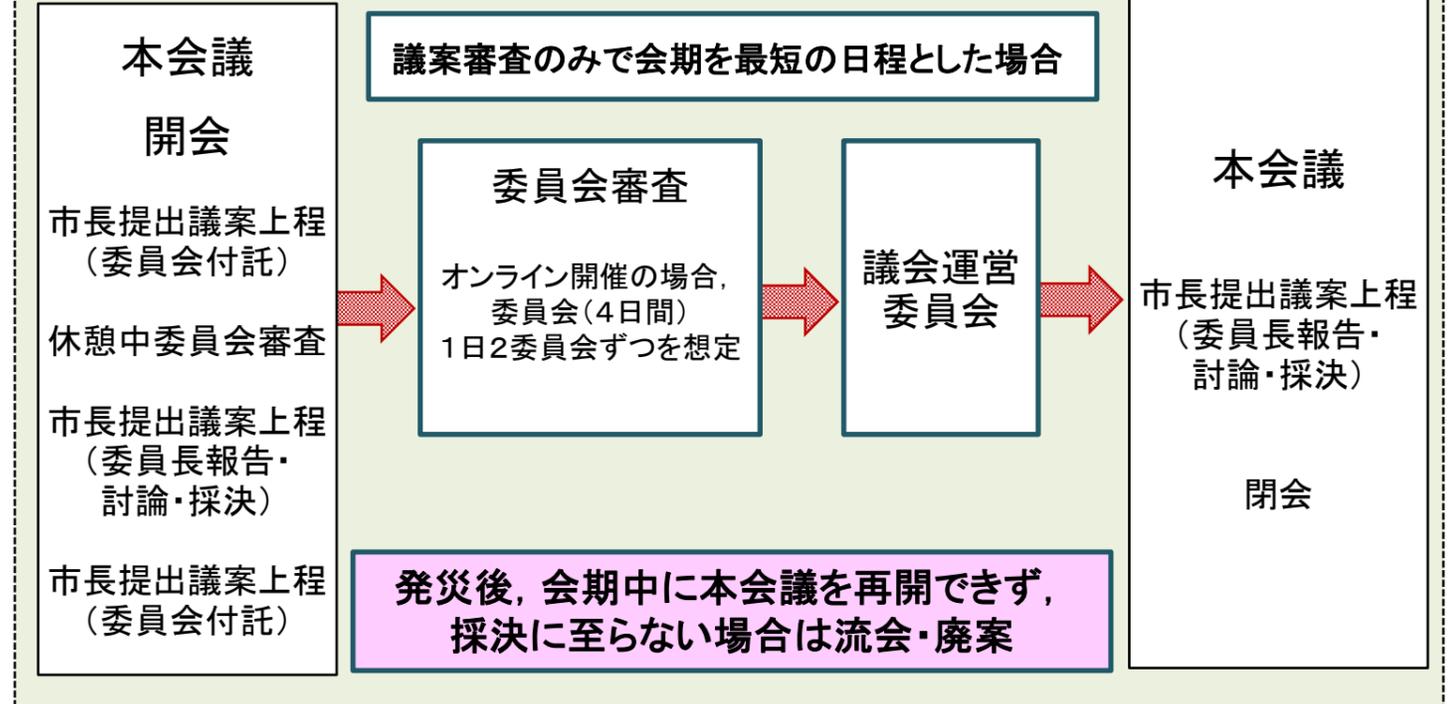
(1) 告示前

- 1 招集日等の変更について協議・検討
定例会開催の可否、会議日程の変更、各種会議開催の検討(委員会の開催方法)、審議等の検討、執行部の本会議等への出席の可否、議会棟が使用できない場合の代替場所、臨時会及び次回定例会の日程などについて確認・協議・検討

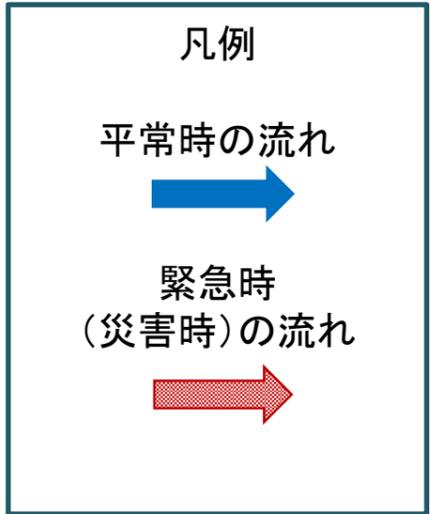
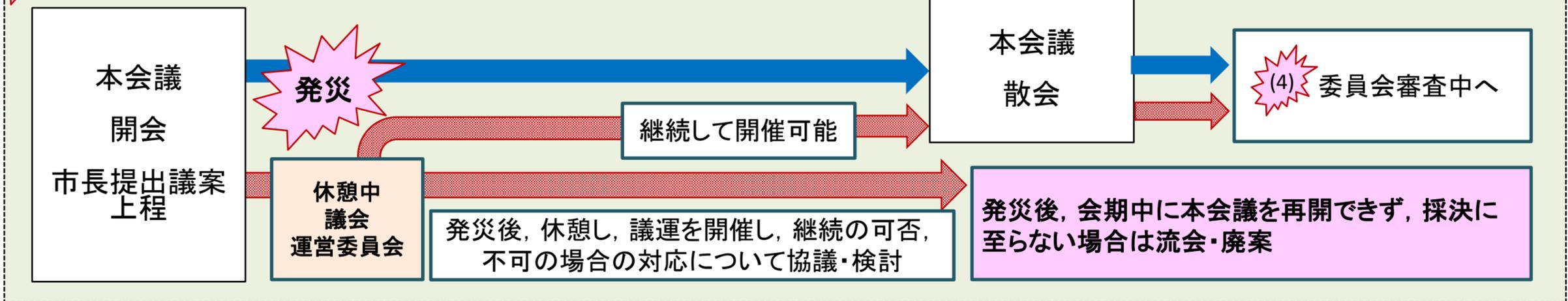
(2) 告示後から開会前日

- 1 地方自治法第101条第8項に基づく招集日の変更
災害状況を勘案し、定例会開催の可否(定例会の招集日の変更含む)、会議日程の変更、各種会議開催の検討(委員会の開催方法)、審議等の検討、執行部の本会議等への出席の可否、議会棟が使用できない場合の代替場所、臨時会及び次回定例会の日程などについて確認・協議・検討

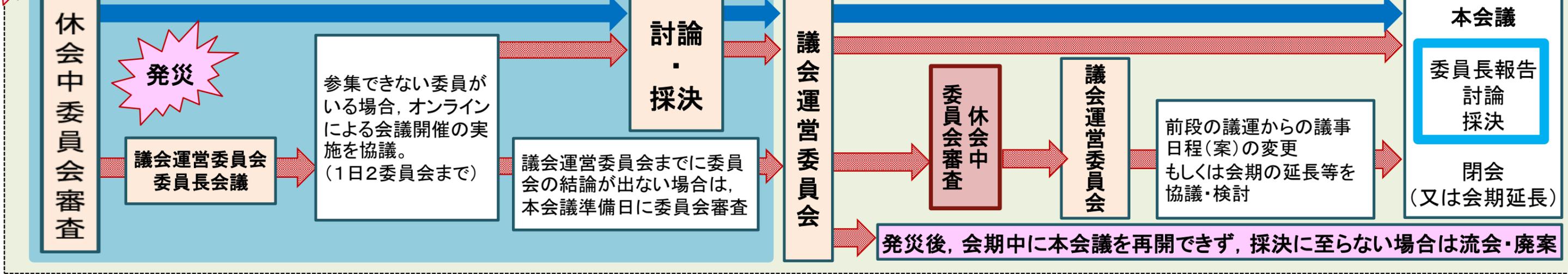
緊急時の最短日程の例(第1回及び第3回定例会)



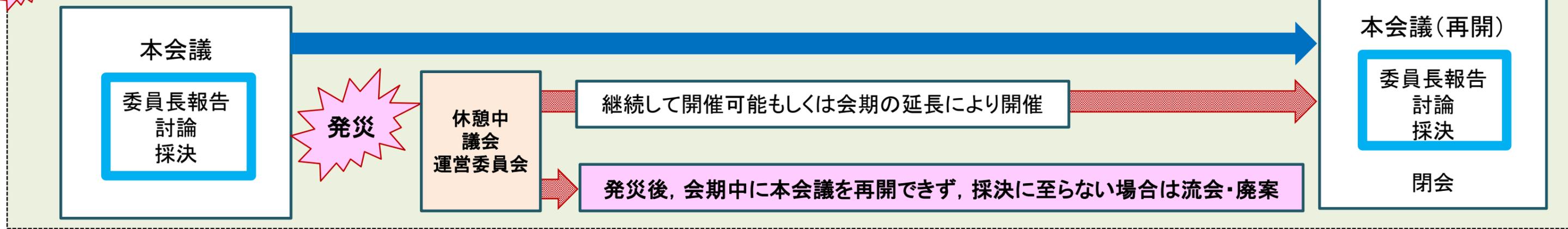
(3) 開会后本会議中



(4) 委員会審査中



(5) 最終日



5 流会・廃案になった場合の想定される対応

- 1 次回定例会に再度議案送付を受け、審議する。
- 2 臨時会を開催し、再度議案送付を受け、審議する。
- 3 特に緊急を要するため議会（上記2）を招集する時間的余裕がないことが明らかである場合（地方自治法第179条），可能な範囲で議会運営委員会を開催し，緊急を要する議案に限り，市長の専決処分により処理し，次回定例会で報告を受けその承認について審議する。（地方自治法第179条第2項）

調布市議会災害対策支援本部要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p>○調布市議会災害対策支援本部要綱 平成24年5月21日議会要綱第1号 調布市議会災害対策支援本部要綱</p> <p>第1 目的 地震等の災害が発生した場合において調布市議会が調布市災害対策本部条例（昭和38年調布市条例第35号）に基づく調布市災害対策本部（以下「災対本部」という。）と連携するための組織について定めることにより、災害時において調布市議会議員（以下「議員」という。）自らが迅速かつ適切な対応を図ることを目的とする。</p> <p>第2 支援本部の設置 調布市議会議長（以下「議長」という。）は、災害時に災対本部が設置されたときは、調布市議会として、これと連携するため、調布市議会災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）を置くことができる。</p> <p>第3 所掌事項 支援本部は、次の各号に掲げる事項を処理する。 （1） 議員の安否等の確認に関する事 （2） 議員に対する災対本部から受けた災害情報の提供に関する事 （3） 災害情報の収集に関する事 （4） 災対本部への災害情報の提供に関する事 （5） 被災地、避難所等の調査に関する事 （6） 前各号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める事項に関する事</p> <p>第4 構成 支援本部は、本部長、副本部長、<u>本部役員</u>及び本部員をもって構成する。 2 本部長は、議長をもって充てる。 3 副本部長は、調布市議会副議長（以下「副議長」という。）をもって充</p>	<p>○調布市議会災害対策支援本部要綱 平成24年5月21日議会要綱第1号 調布市議会災害対策支援本部要綱</p> <p>第1 目的 地震等の災害が発生した場合において調布市議会が調布市災害対策本部条例（昭和38年調布市条例第35号）に基づく調布市災害対策本部（以下「災対本部」という。）と連携するための組織について定めることにより、災害時において調布市議会議員（以下「議員」という。）自らが迅速かつ適切な対応を図ることを目的とする。</p> <p>第2 支援本部の設置 調布市議会議長（以下「議長」という。）は、災害時に災対本部が設置されたときは、調布市議会として、これと連携するため、調布市議会災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）を置くことができる。</p> <p>第3 所掌事項 支援本部は、次の各号に掲げる事項を処理する。 （1） 議員の安否等の確認に関する事 （2） 議員に対する災対本部から受けた災害情報の提供に関する事 （3） 災害情報の収集に関する事 （4） 災対本部への災害情報の提供に関する事 （5） 被災地、避難所等の調査に関する事 （6） 前各号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める事項に関する事</p> <p>第4 構成 支援本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。 2 本部長は、議長をもって充てる。 3 副本部長は、調布市議会副議長（以下「副議長」という。）をもって充</p>

改正後	改正前
<p>てる。</p> <p><u>4 本部役員は、議会運営委員をもって充てる。なお、議会運営委員が選任されていない場合は交渉会派幹事長をもって充てる。</u></p> <p><u>5 本部員は、議員（議長、副議長及び議会運営委員を除く。）をもって充てる。</u></p> <p><u>6 一般選挙後、議長が選任されるまでの間、災対本部が設置された場合は、議会事務局長が必要に応じて支援本部を設置し、本部役員及び本部員を招集する。なお、招集は第8による。</u></p> <p>第5 職務 本部長は、支援本部を代表し、部務を総理する。</p> <p>2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p><u>3 本部役員は、本部長及び副本部長と協力し円滑な支援本部活動を行うものとする。</u></p> <p><u>4 本部長、副本部長、本部役員及び本部員は、第3に規定する事項を円滑に処理するため、次の各号に掲げる職務を行うものとする。</u></p> <p>(1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を支援本部に報告し、連絡体制を確立すること。</p> <p>(2) 支援本部からの情報提供を受けること。</p> <p>(3) 被災地、避難所等において情報収集を行い、必要に応じて支援本部に報告すること。</p> <p>(4) 被災地において、支援活動に協力すること。</p> <p>(5) 被災地において、被災者からの相談を受け、これに対する助言等を行うこと。</p> <p>第6 議会事務局の職員の対応 議会事務局の職員は、第2に規定する事項の円滑な処理に資するため、次の各号に掲げる対応を図るものとする。</p> <p>(1) 議会事務局長にあつては、災対本部の会議に出席し、情報収集に努</p>	<p>てる。</p> <p>4 本部員は、議員（議長及び副議長を除く。）をもって充てる。</p> <p>第5 職務 本部長は、支援本部を代表し、部務を総理する。</p> <p>2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>3 本部長、副本部長及び本部員は、第2に規定する事項を円滑に処理するため、次の各号に掲げる職務を行うものとする。</p> <p>(1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を支援本部に報告し、連絡体制を確立すること。</p> <p>(2) 支援本部からの情報提供を受けること。</p> <p>(3) 被災地、避難所等において情報収集を行い、必要に応じて支援本部に報告すること。</p> <p>(4) 被災地において、支援活動に協力すること。</p> <p>(5) 被災地において、被災者からの相談を受け、これに対する助言等を行うこと。</p> <p>第6 議会事務局の職員の対応 議会事務局の職員は、第2に規定する事項の円滑な処理に資するため、次の各号に掲げる対応を図るものとする。</p> <p>(1) 議会事務局長にあつては、災対本部の会議に出席し、情報収集に努</p>

改正後	改正前
<p>めるとともに、支援本部に当該情報を提供すること。</p> <p>(2) 議会事務局長にあつては、支援本部が収集した災害情報を整理し、本部長の指示に従い、災対本部に当該情報を提供すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める事項</p> <p>第7 救急救命講習等の受講</p> <p>本部長、副本部長、<u>本部役員</u>及び本部員は、災害時に備え、救急救命講習その他これに類するものの受講に努めなければならない。</p> <p>第8 招集</p> <p><u>本部長は、必要に応じて本部役員及び本部員を招集すること。</u></p> <p><u>2 招集の方法はオンラインによることもできるものとする。</u></p> <p>第9 庶務</p> <p>支援本部の庶務は、議会事務局において処理する。</p> <p>第10 雑則</p> <p>この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成24年6月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和●年●月1日から施行する。</u></p>	<p>めるとともに、支援本部に当該情報を提供すること。</p> <p>(2) 議会事務局長にあつては、支援本部が収集した災害情報を整理し、本部長の指示に従い、災対本部に当該情報を提供すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める事項</p> <p>第7 救急救命講習等の受講</p> <p>本部長、副本部長及び本部員は、災害時に備え、救急救命講習その他これに類するものの受講に努めなければならない。</p> <p>第8 招集</p> <p><u>支援本部は、本部長が招集する。</u></p> <p>第9 庶務</p> <p>支援本部の庶務は、議会事務局において処理する。</p> <p>第10 雑則</p> <p>この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成24年6月1日から施行する。</p>

調布市議会会議規則改正案 新旧対照表

令和6年8月30日議会運営委員会

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準会議規則
目次	目次	目次
第1章 総則（第1条—第13条）	第1章 総則（第1条—第12条）	第1章 会議
第2章 議案及び動議（第13条—第18条）	第2章 議案及び動議（第13条—第18条）	第1節 総則（第1条—第13条）
第3章 議事日程（第19条—第23条）	第3章 議事日程（第19条—第23条）	第2節 議案及び動議（第14条—第19条）
第4章 選挙（第24条—第32条）	第4章 選挙（第24条—第32条）	第3節 議事日程（第20条—第24条）
第5章 議事（第33条—第45条）	第5章 議事（第33条—第45条）	第4節 選挙（第25条—第33条）
第6章 発言（第46条—第61条）	第6章 発言（第46条—第61条）	第5節 議事（第34条—第47条）
第7章 委員会（第62条—第73条）	第7章 委員会（第62条—第73条）	第6節 秘密会（第48条—第49条）
第8章 表決（第74条—第84条）	第8章 表決（第74条—第84条）	第7節 発言（第50条—第66条）
第9章 請願（第85条—第91条）	第9章 請願（第85条—第91条）	第8節 表決（第67条—第77条）
第10章 公聴会及び参考人（第92条—第98条）	第10章 公聴会、参考人（第92条—第98条）	第9節 公聴会及び参考人（第78条—第84条）
第11章 秘密会（第99条・第100条）	第11章 秘密会（第99条・第100条）	第10節 会議録（第85条—第89条）
第12章 辞職及び資格の決定（第101条—第105条）	第12章 辞職及び資格の決定（第101条—第105条）	第2章 委員会
第13章 規律（第106条—第114条）	第13章 規律（第106条—第114条）	第1節 総則（第90条—第94条の2）
第14章 懲罰（第115条—第120条）	第14章 懲罰（第115条—第120条）	第2節 審査（第95条—第111条）
第15章 会議録（第121条—第124条）	第15章 会議録（第121条—第124条）	第3節 秘密会（第112条・第113条）
第16章 協議又は調整を行うための場（第125条—第125条の2）	第16章 協議又は調整を行うための場（第125条）	第4節 発言（第114条—第125条）
第17章 議員の派遣（第126条）	第17章 議員の派遣（第126条）	第5節 委員長及び副委員長の互選（第126条・第127条）
第18章 補則（第126条の2—第127条）	第18章 補則（第127条）	第6節 表決（第128条—第138条）
制定附則	制定附則	第3章 請願（第139条—第145条）
改正附則	改正附則	第4章 辞職及び資格の決定（第146条—第150条）
別表	別表	第5章 規律（第151条—第159条）

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準会議規則
<p>※オンライン関係の改正は斜体文字</p>		<p>第6章 懲罰（第160条—第165条） 第7章 協議又は調整を行うための場（第166条・第166条の2） 第8章 議員の派遣（第167条） 第9章 補則（第167条の2—第168条） 附則 別表</p>
第1章 総則	第1章 総則	第1章 会議
		第1節 総則
(参集)	(参集)	(参集)
<p>第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議会棟に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。</p>	<p>第1条 議員は、招集の当日開会定刻前に議場に参集し、出席簿に署名又は押印しなければならない。</p>	<p>第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。</p>
(欠席の届出)	(欠席の届出)	(欠席の届出)
<p>第2条</p>	<p>第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護又は介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p>	<p>第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p>
<p>2</p>	<p>2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日以前の8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）及び出産後の10週間の期間の範囲内において連続した16週間（多胎妊娠の場合にあっては24週間）を限度として、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合に<u>あつては</u>、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準会議規則
(議席)	(議席)	(議席)
第3条	第3条 議員の議席は、一般選挙後初の会議において、議長が定める。	第4条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。
2	2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。	2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。
3	3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って議席を変更することができる。	3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って議席を変更することができる。
4 議席には番号及び氏名標を付ける。	4 議席には番号を付ける。	4 議席には、番号及び氏名標を付ける。
(会期)	(会期)	(会期)
第4条	第4条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。	第5条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。
2	2 会期は、招集された日から起算する。	2 会期は、招集された日から起算する。
(会期の延長)	(会期の延長)	(会期の延長)
第5条	第5条 会期は、議会の議決で延長することができる。	第6条 会期は、議会の議決で延長することができる。
(会期中の閉会)	(会期中の閉会)	(会期中の閉会)
第6条	第6条 会議に付された事件を全て議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。	第7条 会議に付された事件を全て議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。
(議会の開閉)	(議会の開閉)	(議会の開閉)
第7条	第7条 議会の開閉は、議長が宣告する。	第8条 議会の開閉は、議長が宣告する。
(会議時間)	(会議時間)	(会議時間)
第8条	第8条 会議時間は、午前9時から午後5時までとする。	第9条 会議時間は、午〇時から午〇時までとする。

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準会議規則
2 議長は、必要があると認めるときは、 <u>会議に宣告することにより</u> 、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。	2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。	2 議長は、必要があると認めるときは、 <u>会議に宣告することにより</u> 、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員〇人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に <u>諮って</u> 決める。
3 <u>前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。</u> （新設）		<u>3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。</u> （新設）
<u>4</u> 会議の開始は、号鈴で報ずる。	<u>3</u> 会議の開始は、号鈴で報ずる。	<u>4</u> 会議の開始は、号鈴で報ずる。
(休会)	(休会)	(休会)
第9条	第9条 調布市の休日に関する条例（平成元年調布市条例第23号）第1条第1項各号に掲げる日は、休会とする。	第10条 市の休日は、休会とする。 (参考を削除)
2	2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会することができる。	2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会することができる。
3	3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。	3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。
4	4 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第114条第1項の規定による請求があつた場合のほか、議会の議決があつたときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。	4 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第114条第1項の規定による請求が <u>あつた</u> 場合のほか、議会の議決が <u>あつた</u> ときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。
(会議の開閉)	(会議の開閉)	(会議の開閉)
第10条	第10条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。	第11条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準会議規則
2	2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。	2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。
(定足数に関する措置)	(定足数に関する措置)	(定足数に関する措置)
第11条	第11条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。	第12条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。 (参考を削除)
2	2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。	2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。
3	3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。	3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。
(出席催告)	(出席催告)	(出席催告)
第12条 法第113条の規定による出席催告の方法は、 <u>議会棟</u> に現在する議員又は議員の住所に、文書又は口頭をもって行う。	第12条 法第113条の規定による出席催告の方法は、 <u>議場</u> に現在する議員又は議員の住所に、文書又は口頭をもって行う。	第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所（別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所）に、文書又は口頭をもつて <u>行</u> う。
第2章 議案及び動議	第2章 議案及び動議	第2節 議案及び動議（第1章 会議）
(議案の提出)	(議案の提出)	(議案の提出)
第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに <u>連署して</u> 、議長に提出しなければならない。	第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに <u>連署して</u> 議長に提出しなければならない。	第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を <u>備え</u> 、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては○人以上の賛成者とともに <u>連署して</u> 、議長に提出しなければならない。

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準会議規則
<p>2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長名をもって、議長に提出しなければならない。</p>	<p>2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。</p>	<p>2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。</p>
<p>(一事不再議)</p>	<p>(一事不再議)</p>	<p>(一事不再議)</p>
<p>第14条</p>	<p>第14条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。</p>	<p>第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。 (参考を削除)</p>
<p>(動議成立に必要な賛成者の数)</p>	<p>(動議成立に必要な賛成者の数)</p>	<p>(動議成立に必要な賛成者の数)</p>
<p>第15条</p>	<p>第15条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。</p>	<p>第16条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に○人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。</p>
<p>(修正の動議)</p>	<p>(修正の動議)</p>	<p>(修正の動議)</p>
<p>第16条</p>	<p>第16条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては、<u>所定の発議者が連署し、その他のものについては、2人以上の賛成者とともに連署して</u>、議長に提出しなければならない。</p>	<p>第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては<u>所定の発議者が連署し、その他のものについては○人以上の賛成者とともに連署して</u>、議長に提出しなければならない。</p>
<p>(先決動議の表決順序)</p> <p>第17条</p>	<p>(先決動議の表決順序)</p> <p>第17条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</p>	<p>(先決動議の表決の順序)</p> <p>第18条 他の事件に<u>先立って</u>表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員○人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</p>

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準会議規則
(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)	(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)	(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)
<p>第18条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</p>	<p>第18条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。</p>	<p>第19条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</p>
<p>2 議員が提出した事件及び動議で前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。</p>	<p>2 議員が提出した事件及び動議で前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。</p>	<p>2 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。</p>
<p>3 委員会が提出した議案につき第1項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。</p>	<p>3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。</p>	<p>3 委員会が提出した議案につき第1項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。</p>
第3章 議事日程	第3章 議事日程	第3節 議事日程(第1章 会議)
(日程の作成及び配付)	(日程の作成及び配付)	(日程の作成及び配布)
第19条	<p>第19条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配付する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配付に代えることができる。</p>	<p>第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。</p>
(日程の順序変更及び追加)	(日程の順序変更及び追加)	(日程の順序変更及び追加)
第20条	<p>第20条 議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。</p>	<p>第21条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。</p>

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準会議規則
(議事日程のない会議の通知)	(議事日程のない会議の通知)	(議事日程のない会議の通知)
第21条	第21条 議長は、必要があると認めるときは、開議の <u>日時</u> だけを議員に通知して会議を開くことができる。	第22条 議長は、必要があると認めるときは、開議の <u>日時のみ</u> を議員に通知して会議を開くことができる。
2	2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。	2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。
(延会の場合の議事日程)	(延会の場合の議事日程)	(延会の場合の議事日程)
第22条	第22条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。	第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が <u>終わらなかつた</u> ときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。
(日程の終了及び延会)	(日程の終了及び延会)	(日程の終了及び延会)
第23条	第23条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。	第24条 議事日程に記載した事件の議事を <u>終わった</u> ときは、議長は、散会を宣告する。
2	2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用い <u>ない</u> で会議に諮って延会することができる。	2 議事日程に記載した事件の議事が <u>終わら</u> ない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用い <u>ない</u> で会議に <u>諮って</u> 延会することができる。
第4章 選挙	第4章 選挙	第4節 選挙(第1章 会議)
(選挙の宣告)	(選挙の宣告)	(選挙の宣告)
第24条	第24条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。	第25条 議会において選挙を <u>行う</u> ときは、議長は、その旨を宣告する。
(不在議員)	(不在議員)	(不在議員)
第25条 <u>選挙を行う際</u> 、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。	第25条 投票による <u>選挙を行う宣告の際</u> 、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。	第26条 選挙を <u>行う</u> 際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準会議規則
(議場の出入口閉鎖)	(議場の出入口閉鎖)	(議場の出入口閉鎖)
第26条	第26条 投票による選挙を行うときは、議長は、第24条の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。	第27条 投票による選挙を <u>行う</u> ときは、議長は、第25条((選挙の宣告))の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。
(投票用紙の配付及び投票箱の点検)	(投票用紙の配付及び投票箱の点検)	(投票用紙の配布及び投票箱の点検)
第27条	第27条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配付させた後、配付漏れの有無を確かめなければならない。	第28条 投票を <u>行う</u> ときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。
2	2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。	2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。
(投票)	(投票)	(投票)
第28条 議員は、 <u>議長の指示に従って、順次、投票</u> する。	第28条 議員は、職員の点呼に応じて順次投票を備え付けの投票箱に投入する。	第29条 議員は、 <u>議長の指示に従って、順次、投票</u> する。
(投票の終了)	(投票の終了)	(投票の終了)
第29条	第29条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。	第30条 議長は、投票が <u>終わった</u> と認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。
(開票及び投票の効力)	(開票及び投票の効力)	(開票及び投票の効力)
第30条	第30条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。	第31条 議長は、開票を宣告した後、○人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。
2 前項の立会人は、議長が議員の <u>中</u> から指名する。	2 前項の立会人は、議長が議員の <u>うち</u> から指名する。	2 前項の立会人は、議長が、議員の <u>中</u> から指名する。
3	3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。	3 投票の効力は、立会人の意見を <u>聴いて</u> 議長が決定する。

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準会議規則
<u>4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u> (新設)		<u>4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u> (新設)
(選挙結果の報告)	(選挙結果の報告)	(選挙結果の報告)
第31条	第31条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。	第32条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。
2	2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。	2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。
(選挙関係書類の保存)	(選挙関係書類の保存)	(選挙関係書類の保存)
第32条	第32条 議長は、投票の有効、無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。	第33条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。
第5章 議事	第5章 議事	第5節 議事(第1章 会議)
(議題の宣告)	(議題の宣告)	(議題の宣告)
第33条	第33条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。	第34条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。
(一括議題)	(一括議題)	(一括議題)
第34条	第34条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。	第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員〇人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。
(議案等の朗読)	(議案等の朗読)	(議案等の朗読)
第35条	第35条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。	第36条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準会議規則
(議案等の説明、質疑及び委員会付託)	(議案等の説明、質疑及び委員会付託)	(議案等の説明、質疑及び委員会付託)
第36条	第36条 会議に付する事件は、第87条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは、質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。	第37条 会議に付する事件は、第141条((請願の委員会付託))に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。
2	2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。	2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。
3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会の付託は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができる。	3 前2項における提出者の説明又は委員会の付託は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができる。	3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会の付託は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができる。
(付託事件を議題とする時期)	(委員会に付託した事件の審議順序)	(付託事件を議題とする時期)
第37条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待って議題とし、委員長及び少数意見者の報告、修正案の説明、第40条の規定による質疑、討論、表決の順序によって審議する。	第37条 委員会に付託した事件は、その審査終了をまって議題とし、委員長及び少数意見者の報告、修正案の説明、第40条の規定による質疑、討論、表決の順序によって審議する。	第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待って議題とする。
(委員会の審査を省略した事件の審議順序)	(委員会の審査を省略した事件の審議順序)	
第38条 委員会の審査を省略した事件の審議は、提出者の説明及び議員の質疑の後、修正案の説明、第40条後段の規定による質疑、討論、表決の順序によって行う。	第38条 委員会の審査を省略した事件の審議は、提出者の説明及び議員の質疑の後、修正案の説明、第40条後段の規定による質疑、討論、表決の順序によって行う。	

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準会議規則
(委員長及び少数意見者の報告)	(委員長及び少数意見者の報告)	(委員長及び少数意見の報告)
第39条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、 <u>まず</u> 委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。	第39条 委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、 <u>まず</u> 委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。	第39条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、 <u>次いで</u> 少数意見者が少数意見の報告をする。
2	2 少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が決める。	2 少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が決める。
3	3 第1項の報告は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。	3 第1項の報告は、討論を用いないで会議に <u>諮つて</u> 省略することができる。
4	4 委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。	4 委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。
(委員長報告等に対する質疑)	(委員長報告等に対する質疑)	(委員長報告等に対する質疑)
第40条	第40条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。	第41条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。
(議決事件の字句及び数字等の整理)	(議決事件の字句及び数字等の整理)	(議決事件の字句及び数字等の整理)
第41条 議会は、議決の結果、 <u>条項</u> 、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを議長に委任することができる。	第41条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することができる。	第43条 議会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを議長に委任することができる。
(委員会の審査又は調査期限)	(委員会の審査又は調査期限)	(委員会の審査又は調査期限)
第42条	第42条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。	第44条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準会議規則
2 前項の期限までに <u>審査又は調査</u> を終わらなかったときは、その事件は、第37条の規定にかかわらず、 <u>議会</u> において審議することができる。	2 前項の期限内に <u>審査</u> を終わらなかったときは、その事件は第37条の規定にかかわらず、 <u>会議</u> において審議することができる。	2 前項の期限までに <u>審査又は調査</u> を <u>終わらなかつた</u> ときは、その事件は、第38条(<u>付託事件を議題とする時期</u>)の規定にかかわらず、 <u>議会</u> において審議することができる。
(委員会の中間報告)	(委員会の中間報告)	(委員会の中間報告)
第43条	第43条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。	第45条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。(参考を削除)
2 <u>委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。(新設)</u>		2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、 <u>議会の承認を得て</u> 、中間報告をすることができる。
(再付託)	(再付託)	(再付託)
第44条 <u>議会は</u> 、委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、更にその事件を同一又は他の委員会に付託することができる。	第44条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、 <u>議会は</u> 、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。	第46条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。(参考を削除)
(議事の継続)	(議事の継続)	(議事の継続)
第45条	第45条 延会、中止又は休憩のため、事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。	第47条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となつたときは、前の議事を継続する。
第6章 発言	第6章 発言	第7節 発言(第1章 会議)
(発言の許可等)	(発言の許可等)	(発言の許可等)
第46条 発言は、全て議長の許可を得た後、 <u>演壇又は質問者席においてしなければならない</u> 。ただし、 <u>発言が簡易な事項の場合その他特に議長が許可したときは</u> 、議席で発言することができる。	第46条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、 <u>簡易な事項については</u> 、議席で発言することができる。	第50条 発言は、 <u>全て</u> 議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準会議規則
2	2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。	2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。
(発言の通告及び順序)	(発言の通告及び順序)	(発言の通告及び順序)
第47条	第47条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。	第51条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。
2	2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。	2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。
3	3 発言の順序は、議長が定める。	3 発言の順序は、議長が決める。
4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の <u>順位</u> に当たっても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。	4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順序に当たっても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。	4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の <u>順位に当たつても</u> 発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。
(発言の通告をしない者の発言)	(発言の通告をしない者の発言)	(発言の通告をしない者の発言)
第48条	第48条 発言の通告をしない者は、通告した者が全て発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。	第52条 発言の通告をしない者は、通告した者が <u>全て</u> 発言を <u>終わった</u> 後でなければ発言を求めることができない。
2 発言の通告をしない者が発言しようとするときは、挙手をして「議長」と呼び、 <u>自己の氏名を告げ</u> 、議長の許可を得なければならない。	2 発言の通告をしない者が発言しようとするときは、挙手をして「議長」と呼び、 <u>自己の氏名を告げ</u> 、議長の許可を得なければならない。	2 発言の通告をしない者が発言しようとするときは、起立して「議長」と呼び、自己の氏名を告げ、議長の許可を得なければならない。
3 2人以上挙手をして発言を求めたときは、議長は、先順位者と認める者から指名する。	3 2人以上挙手をして発言を求めたときは、議長は、先順位者と認める者から指名する。	3 2人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認める者から指名する。

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準会議規則
(討論の方法)	(討論の方法)	(討論の方法)
第49条	第49条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。	第53条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。
(議長の発言討論)	(議長の発言討論)	(議長の発言討論)
第50条	第50条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。	第54条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が <u>終わった</u> 後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が <u>終わる</u> までは、議長席に復することができない。
(発言内容の制限)	(発言内容の制限)	(発言内容の制限)
第51条	第51条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。	第55条 発言は、 <u>全て</u> 簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を <u>超えて</u> はならない。
2	2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは <u>注意し</u> 、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。	2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、 <u>注意し</u> 、なお従わない場合は、 <u>発言を禁止</u> することができる。
		3 議員は、質疑に <u>当たつて</u> は、自己の意見を述べることができない。
(発言時間の制限)	(発言時間の制限)	(発言時間の制限)
第52条	第52条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。	第57条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。
2	2 議長の定めた時間の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。	2 議長の定めた時間の制限について、出席議員〇人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に <u>諮つて</u> 決める。

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準会議規則
(議事進行に関する発言)	(議事進行に関する発言)	(議事進行に関する発言)
第53条	第53条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。	第58条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。
2 前項の発言が、その趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。	2 議事進行の発言が、その趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。	2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。
(発言の継続)	(発言の継続)	(発言の継続)
第54条	第54条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。	第59条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。
(質疑、討論の省略又は終結)	(質疑、討論の省略又は終結)	(質疑又は討論の終結)
第55条	第55条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。	第60条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。
2	2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。	2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。
3	3 議員は、特に必要があると認めるときは、質疑又は討論省略の動議を提出することができる。	
4	4 質疑若しくは討論終結の動議又は質疑若しくは討論省略の動議については、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。	3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。
(選挙及び表決時の発言制限)	(選挙及び表決時の発言制限)	(選挙及び表決時の発言制限)
第56条	第56条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求められない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。	第61条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求められない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準会議規則
(一般質問)	(一般質問)	(一般質問)
第57条	第57条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。	第62条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。
2	2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。	2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。
(緊急質問等)	(緊急質問等)	(緊急質問等)
第58条	第58条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。	第63条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。
2	2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。	2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。
3	3 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。	3 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。
(準用規定)	(準用規定)	(準用規定)
第59条	第59条 質問については、第55条の規定を準用する。	第64条 質問については、第56条((質疑の回数))及び第60条((質疑又は討論の終結))の規定を準用する。
(発言の取消し又は訂正)	(発言の取消し又は訂正)	(発言の取消し又は訂正)
第60条	第60条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。	第65条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準会議規則
(答弁書の配付)	(答弁書の配付)	(答弁書の配布)
第61条	第61条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配付する。ただし、やむを得ないと認めるときは、朗読をもって配付に代えることができる。	第66条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その <u>写し</u> を議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に <u>代える</u> ことができる。
第7章 委員会	第7章 委員会	第2章 委員会
		第1節 総則
(議長への <u>通知</u>)	(議長への通告)	(議長への通知)
第62条	第62条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。	第90条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。
(会議中の委員会の禁止)	(会議中の委員会の禁止)	(会議中の委員会の禁止)
第63条	第63条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。	第92条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。
(出席委員に関する措置)		(出席委員に関する措置)
<u>第63条の2</u> この章における出席委員には、 <u>法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）</u> で委員会に出席している委員を含む。（新設）		<u>第94条の2</u> この章における出席委員には、 <u>法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）</u> で委員会に出席している委員を含む。（新設）

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準会議規則
		第4節 発言（第2章 委員会）
(委員の発言)	(委員の発言)	(委員の発言)
第64条	第64条 委員は、議題について自由に質疑し及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。	第115条 委員は、議題について自由に質疑し及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。
(委員外議員の発言)	(委員外議員の発言)	(委員外議員の発言)
第65条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員（以下この条において「委員外議員」という。）に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。	第65条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。	第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員（以下この条において「委員外議員」という。）に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。
2 委員会は、委員外議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。	2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。	2 委員会は、委員外議員から発言の申出があつたときは、その許否を決める。
<u>3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。（新設）</u>		<u>3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。（新設）</u>
<u>4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。（新設）</u>		<u>4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。（新設）</u>

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準会議規則
(委員長の発言)		(委員長の発言)
<p>第65条の2 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。(新設)</p>		<p>第118条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が<u>終わつた</u>後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が<u>終わる</u>までは、委員長席に復することができない。</p>
<p>2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。(新設)</p>		<p>2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。(新設)</p>
(委員の議案修正)	(委員の議案修正)	(委員の議案修正)
<p>第66条</p>	<p>第66条 委員が修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。</p>	<p>第101条 委員が修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。</p>
(連合審査会)	(連合審査会)	(連合審査会)
<p>第67条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と<u>協議して</u>、連合審査会を開くことができる。</p>	<p>第67条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と<u>協議して</u>連合審査会を開くことができる。</p>	<p>第103条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と<u>協議して</u>、連合審査会を開くことができる。</p>
(証人出頭又は記録提出の要求)	(証人出頭又は記録提出の要求)	(証人出頭又は記録提出の要求)
<p>第68条</p>	<p>第68条 委員会は、法第100条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。</p>	<p>第104条 委員会は、法第100条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。</p>

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準会議規則
(所管事務等の調査)	(所管事務等の調査)	(所管事務等の調査)
第69条	第69条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法、期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。	第105条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。
2	2 議会運営委員会が法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。	2 議会運営委員会が法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。
(委員の派遣)	(委員の派遣)	(委員の派遣)
第70条	第70条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的、経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。	第106条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。
(閉会中の継続審査)	(閉会中の継続審査)	(閉会中の継続審査)
第71条 委員会は、閉会中もなお <u>審査又は調査</u> を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。	第71条 委員会は、閉会中もなお <u>審査</u> を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。	第111条 委員会は、閉会中もなお <u>審査又は調査</u> を継続する必要があると認めるときは、その理由を <u>付け</u> 、委員長から議長に申し出なければならない。
(少数意見の留保)	(少数意見の留保)	(少数意見の留保)
第72条	第72条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員1人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。	第108条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員1人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準会議規則
2	2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作成し、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。	2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。
(委員会報告書)	(委員会報告書)	(委員会報告書)
第73条	第73条 委員会は、事件の審査又は調査が終わったときは、報告書を作成し、委員長から議長に提出しなければならない。	第110条 委員会は、事件の審査又は調査を <u>終わつた</u> ときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。
		第6節 表決 (第2章 委員会)
(不在委員) (新設)		(不在委員)
<u>第73条の2 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、法第109条第9項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。</u>		第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。 <u>ただし、法第109条第9項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。</u>
第8章 表決	第8章 表決	第8節 表決 (第1章 会議)
(表決問題の宣告)	(表決問題の宣告)	(表決問題の宣告)
第74条 議長は、表決を <u>採ろうと</u> するときは、表決に付する問題を会議に宣告する。	第74条 議長は、表決を <u>とろうと</u> するときは、表決に付する問題を会議に宣告する。	第67条 議長は、表決を <u>採ろうと</u> するときは、表決に付する問題を宣告する。
(不在議員)	(不在議員)	(不在議員)
第75条 表決 <u>宣告</u> の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。	第75条 表決 <u>宣告</u> の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。	第68条 表決の際議場にいない議員は、表決に加わることができない。
(条件の禁止)	(条件の禁止)	(条件の禁止)
第76条	第76条 表決には、条件を付けることができない。	第69条 表決には、条件を <u>付ける</u> ことができない。

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準会議規則
(起立による表決)	(起立による表決)	(起立による表決)
第77条 議長が表決を <u>採ろうと</u> するときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。	第77条 議長が表決を <u>とろうと</u> するときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。	第70条 議長が表決を <u>採ろうと</u> するときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。
2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を <u>採ら</u> なければならない。	2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を <u>とら</u> なければならない。	2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員〇人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を <u>採ら</u> なければならない。
(投票による表決)	(投票による表決)	(投票による表決)
第78条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があり、過半数の賛成があるときは、記名又は無記名の投票で表決を <u>採る。</u>	第78条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があり、過半数の賛成があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。	第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員〇人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を <u>採る。</u>
2	2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。	2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。
(記名投票)	(記名投票)	(記名投票)
第79条	第79条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と、かつ氏名を所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。	第72条 記名投票を <u>行う</u> 場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。
(無記名投票)	(無記名投票)	(無記名投票)
第80条	第80条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。	第73条 無記名投票を <u>行う</u> 場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。
2	2 無記名投票による表決において、賛成又は反対を表明しない投票及び賛成又は反対が明らかでない投票は、問題を否としたものとみなす。	2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。(参考)

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準会議規則
(選挙規定の準用)	(選挙規定の準用)	(選挙規定の準用)
第81条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条第1項から第3項まで、第31条第1項及び第32条の規定を準用する。	第81条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条第1項及び第32条の規定を準用する。	第74条 記名投票又は無記名投票を <u>行う</u> 場合には、第27条((議場の出入口閉鎖))、第28条((投票用紙の配布及び投票箱の点検))、第29条((投票))、第30条((投票の終了))、第31条((開票及び投票の効力))第1項から第3項まで、第32条((選挙結果の報告))第1項及び第33条((選挙関係書類の保存))の規定を準用する。
(表決の訂正)	(表決の訂正)	(表決の訂正)
第82条	第82条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。	第75条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。
(簡易表決)	(簡易表決)	(簡易表決)
第83条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を <u>採ら</u> なければならない。	第83条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を <u>とら</u> なければならない。	第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に <u>諮る</u> ことができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員〇人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を <u>採ら</u> なければならない。
(表決の順序)	(表決の順序)	(表決の順序)
第84条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を <u>採ら</u> なければならない。 2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を <u>定める</u> 。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を <u>採る</u> 。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。	第84条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を <u>とら</u> なければならない。 2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を <u>とる</u> 。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。	第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を <u>採ら</u> なければならない。 2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を <u>採る</u> 。ただし、表決の順序について出席議員〇人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に <u>諮って</u> 決める。

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準会議規則
3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。	3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決をとる。	3 修正案が <u>全て</u> 否決されたときは、原案について表決を採る。
第9章 請願	第9章 請願	第3章 請願
(請願書の記載事項等)	(請願書の記載事項)	(請願書の記載事項等)
第85条	第85条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。	第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。
2	2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。	2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日 <u>並びに</u> 法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。
3	3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。	3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。
4	4 請願書の提出は、平穩になされなければならない。	4 請願書の提出は、平穩になされなければならない。
5 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。	5 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。	5 請願者が請願書（会議の議題となつたものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の <u>許可</u> を得なければならない。
	(紹介議員の取消し)	
6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、 <u>会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u>	第85条の2 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となる前においては議長の、会議の議題となった後においては議会の承認を得なければならない。	6 <u>議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u> （新設）
(請願文書表の作成及び配付)	(請願文書表の作成及び配付)	(請願文書表の作成及び配布)
第86条	第86条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配付する。	第140条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準会議規則
2	2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。	2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。
3	3 請願者数人連署のものはほか何人と、同一議員の紹介による数件の内容同一のものはほかに何件と記載する。	3 請願者数人連署のものは請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは請願者某ほか何人と記載するほかその件数を記載する。
(請願の委員会付託)	(請願の委員会付託)	(請願の委員会付託)
第87条 議長は、請願文書表の配付とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、 <u>常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</u>	第87条 議長は、請願文書表の配付とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。	第141条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、 <u>常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</u>
2 <u>委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。</u>	2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。	2 <u>委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。</u>
3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものと <u>みなし、それぞれの委員会に付託する。</u>	3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものと <u>みなす。</u>	3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものと <u>みなし、それぞれの委員会に付託する。</u>
(紹介議員の委員会出席)	(紹介議員の委員会出席)	(紹介議員の委員会出席)
第88条	第88条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。	第142条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。
2 <u>紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。(新設)</u>		2 紹介議員は、前項の要求があつたときは、これに応じなければならない。

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準会議規則
<p><u>3</u> 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。 (新設)</p>		<p><u>3</u> 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。 (新設)</p>
<p><u>4</u> 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。 (新設)</p>		<p><u>4</u> 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。 (新設)</p>
<p>(請願の審査報告)</p>	<p>(請願の審査報告)</p>	<p>(請願の審査報告)</p>
<p>第89条 委員会は、請願について審査の結果を次の各号に掲げる区分により議長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 採択すべきもの</p> <p>(2) 不採択とすべきもの</p>	<p>第89条 委員会は、請願について審査の結果を次の各号に掲げる区分により<u>意見を付け</u>、議長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 採択すべきもの</p> <p>(2) 不採択とすべきもの</p>	<p>第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 採択すべきもの</p> <p>(2) 不採択とすべきもの</p>
<p><u>2</u> 委員会は、必要があると認めるときは、<u>請願の審査結果に意見を付けることができる。</u> (新設)</p>		<p><u>2</u> 委員会は、必要があると認めるときは、<u>請願の審査結果に意見を付けることができる。</u> (新設)</p>
<p><u>3</u> 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。</p>	<p><u>2</u> 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。</p>	<p><u>3</u> 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を<u>付記</u>しなければならない。</p>

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準会議規則
(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求等)	(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求等)	(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)
第90条	第90条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものは、これを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。	第144条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、 <u>これを請求しなければならない。</u>
(陳情書の処理)	(陳情書の処理)	(陳情書の処理)
第91条 議長は、 陳情書又はこれに類するもので、 <u>議長が必要があると認める</u> ものは、請願書の例により処理するものとする。	第91条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。	第145条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、 <u>議長が必要があると認める</u> ものは、請願書の例により処理するものとする。
第10章 公聴会 <u>及び</u> 参考人	第10章 公聴会、参考人	第9節 公聴会 <u>及び</u> 参考人 (第1章 会議)
(公聴会開催の手続)	(公聴会開催の手続)	(公聴会開催の手続)
第92条	第92条 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。	第78条 会議において公聴会を開く議決が <u>あつた</u> ときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。
(意見を述べようとする者の申出)	(意見を述べようとする者の申出)	(意見を述べようとする者の申出)
第93条	第93条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。	第79条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。
(公述人の決定)	(公述人の決定)	(公述人の決定)
第94条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等 (以下「公述人」という。) は、 <u>前条の規定によりあらかじめ</u> 申し出た者及びその他の者の <u>中</u> から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。	第94条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等 (以下「公述人」という。) は、 <u>あらかじめ文書で</u> 申し出た者及びその他の者の <u>うち</u> から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。	第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等 (以下「公述人」という。) は、 <u>前条の規定により</u> あらかじめ申し出た者及びその他の者の <u>中</u> から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準会議規則
2	2 あらかじめ申し出た者のうちに、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。	2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。
(公述人の発言)	(公述人の発言)	(公述人の発言)
第95条	第95条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。	第81条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。
2	2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。	2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
3	3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。	3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。
(議員と公述人の質疑)	(議員と公述人の質疑)	(議員と公述人の質疑)
第96条	第96条 議員は、公述人に対し質疑をすることができる。	第82条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。
2	2 公述人は、議員に対し質疑をすることができない。	2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。
(代理人又は文書による意見の陳述)	(代理人又は文書による意見の陳述)	(代理人又は文書による意見の陳述)
第97条	第97条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。	第83条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。
(参考人)	(参考人)	(参考人)
第98条	第98条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。	第84条 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準会議規則
2	2 参考人については、第95条、第96条及び第97条の規定を準用する。	2 参考人については、第81条((<u>公述人の発言</u>))、第82条((<u>議員と公述人の質疑</u>))及び第83条((<u>代理人又は文書による意見の陳述</u>))の規定を準用する。
第11章 秘密会	第11章 秘密会	第6節 秘密会 (第1章 会議)
(指定者以外の退場)	(指定者以外の退場)	(指定者以外の者の退場)
第99条	第99条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。	第48条 秘密会を開く議決が <u>あつた</u> ときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。
(秘密の保持)	(秘密の保持)	(秘密の保持)
第100条	第100条 秘密会の議事の記録は、公表しない。	第49条 秘密会の議事の記録は、公表しない。
2	2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。	2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。
第12章 辞職及び資格の決定	第12章 辞職及び資格の決定	第4章 辞職及び資格の決定
(議長及び副議長の辞職)	(議長及び副議長の辞職)	(議長及び副議長の辞職)
第101条	第101条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。	第146条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。
2	2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその許否を決める。	2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に <u>諮つて</u> その許否を決定する。
3	3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。	3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。
(議員の辞職)	(議員の辞職)	(議員の辞職)
第102条	第102条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。	第147条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準会議規則
2	2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について、準用する。	2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について、準用する。
(資格決定の要求)	(資格決定の要求)	(資格決定の要求)
第103条	第103条 法第127条第1項の規定により、議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。	第148条 法第127条第1項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。
(資格決定の審査)	(資格決定の審査)	(資格決定の審査)
第104条	第104条 前条の要求については、議会は、第36条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。	第149条 前条の要求については、議会は、第37条 (議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。
(決定の通知)	(決定書の交付)	(決定の通知)
第105条 <u>法第127条第3項の規定により準用される法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u>	第105条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかを決定したときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。	第150条 <u>前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u>
第13章 規律	第13章 規律	第5章 規律
(品位の尊重)	(品位の尊重)	(品位の尊重)
第106条	第106条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。	第151条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準会議規則
(携帯品)	(携帯品)	(携帯品)
第107条 議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、 つえ、傘 の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により <u>会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては</u> 、この限りでない。	第107条 議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、つえ、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。	第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、 コート、マフラー、傘 の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により <u>会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては</u> 、この限りでない。
(議事妨害の禁止)	(議事妨害の禁止)	(議事妨害の禁止)
第108条	第108条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎその他議事の妨害となる言動をしてはならない。	第153条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。
(離席)	(離席)	(離席)
第109条	第109条 議員は、会議中はみだりに <u>議席</u> を離れてはならない。	第154条 議員は、会議中は、みだりにその席を離れてはならない。
(禁煙)	(禁煙)	(禁煙)
第110条	第110条 何人も、議場において喫煙してはならない。	第155条 何人も、議場において喫煙してはならない。
(新聞紙等の閲読禁止)	(新聞等の閲読禁止)	(新聞紙等の閲読禁止)
第111条	第111条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。	第156条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。
(<u>議場内における資料等印刷物</u> の配付許可)	(<u>議場内における資料等印刷物</u> の配付許可)	(資料等の配布許可)
第112条 議場内において、 <u>資料等</u> を配付するときは、議長の許可を得なければならない。	第112条 議場内において、 <u>資料、新聞紙、文書等の印刷物</u> を配付するときは、議長の許可を得なければならない。	第157条 議場又は委員会の会議室において、 <u>資料等</u> を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。(参考)
(許可のない登壇の禁止)	(許可のない登壇の禁止)	(許可のない登壇の禁止)
第113条	第113条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。	第158条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準会議規則
(議長の秩序保持権)	(議長の秩序保持権)	(議長の秩序保持権)
第114条	第114条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。	第159条 <u>全て</u> 規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に <u>諮って</u> 定める。
第14章 懲罰	第14章 懲罰	第6章 懲罰
(懲罰動議の提出)	(懲罰動議の提出)	(懲罰動議の提出)
第115条 懲罰の動議は、文書をもって <u>所定数</u> の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。	第115条 懲罰の動議は、文書をもって <u>所定</u> の発議者が連署して議長に提出しなければならない。	第160条 懲罰の動議は、文書をもつて所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。
2	2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第100条第2項の違反に係るものについては、この限りでない。	2 前項の動議は、懲罰事犯が <u>あつた</u> 日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条(<u>秘密の保持</u>)第2項又は第113条(<u>秘密の保持</u>)第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。
(懲罰動議の審査)	(懲罰動議の審査)	(懲罰動議の審査)
第116条 懲罰については、議会は、第36条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決すること <u>が</u> できない。	第116条 懲罰については、議会は、第36条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。	第161条 懲罰については、議会は、第37条(<u>議案等の説明、質疑及び委員会付託</u>)第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決すること <u>が</u> できない。
(代理弁明)		(代理弁明)
第116条の2 <u>議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。</u> (新設)		第161条の2 <u>議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。</u> (新設)

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準会議規則
(戒告又は陳謝の方法)	(戒告又は陳謝の方法)	(戒告又は陳謝の方法)
第117条	第117条 戒告又は陳謝は、議会の定める戒告文又は陳謝文によって行うものとする。	第162条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によつて <u>行う</u> ものとする。
(出席停止の期間)	(出席停止の期間)	(出席停止の期間)
第118条	第118条 出席停止は、3日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。	第163条 出席停止は、○日を <u>超える</u> ことができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。
(出席停止期間中出席したときの措置)	(出席停止期間中出席したときの措置)	(出席停止期間中出席したときの措置)
第119条	第119条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。	第164条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。
(懲罰の宣告)	(懲罰の宣告)	(懲罰の宣告)
第120条	第120条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。	第165条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。
第15章 会議録	第15章 会議録	第10節 会議録 (第1章 会議)
(会議録の記載事項)	(会議録の記載事項)	(会議録の記載事項)
第121条	第121条 会議録に記載する事項は、次の各号に掲げるところによる。 (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時 (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時 (3) 出席及び欠席議員の氏名 (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 (5) 説明のため出席した者の職氏名	第85条 会議録に <u>記載する</u> 事項は、次のとおりとする。 1 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時 2 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時 3 出席及び欠席議員の氏名 4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 5 説明のため出席した者の職氏名

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準会議規則
	(6) 議事日程 (7) 議長の諸報告 (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更 (9) 委員会報告書及び少数意見報告書 (10) 会議に付した事件 (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項 (12) 選挙の経過 (13) 議事の経過 (14) 記名投票における賛否の氏名 (15) 前各号に掲げるもののほか、議長又は議会において必要と認めた事項	6 議事日程 7 議長の諸報告 8 議員の異動並びに議席の指定及び変更 9 委員会報告書及び少数意見報告書 10 会議に付した事件 11 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項 12 選挙の経過 13 議事の経過 14 記名投票における賛否の氏名 15 その他議長又は議会において必要と認めた事項
2 議事は、速記法 <u>その他議長が適当と認める方法</u> によって記録する。	2 議事は、速記法 <u>によって</u> 速記し、又は録音によって記録する。	2 議事は、速記法 <u>その他議長が適当と認める方法</u> によつて記録する。
<u>(会議録の提供) (新設)</u>		<u>(会議録の配布)</u>
<u>第121条の2 会議録は、議員及び関係者に配布する。</u>		第86条 会議録は、議員及び関係者に <u>配布する。</u> (参考を削除)
<u>(会議録に掲載しない事項)</u>	<u>(会議録に掲載しない事項)</u>	<u>(会議録に掲載しない事項)</u>
第122条	第122条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第60条の規定により取り消した発言は、掲載しない。	第87条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第65条 <u>((発言の取消し又は訂正))</u> の規定により取り消した発言は、掲載しない。 (参考を削除)
<u>(会議録署名議員)</u>	<u>(会議録署名議員)</u>	<u>(会議録署名議員)</u>
第123条	第123条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。	第88条 会議録に署名する議員は、○人とし、議長が会議において指名する。
<u>(会議録の保存年限)</u>	<u>(会議録の保存年限)</u>	<u>(会議録の保存年限)</u>
第124条	第124条 会議録の保存年限は、永年とする。	第89条 会議録の保存年限は、永年とする。 (参考)

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準会議規則
第16章 協議又は調整を行うための場 (協議又は調整を行うための場)	第16章 協議又は調整を行うための場 (協議又は調整を行うための場)	第7章 協議又は調整を行うための場 (協議又は調整を行うための場)
第125条	第125条 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。	第166条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。
2	2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。	2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。
3	3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。	3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。
4	4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。	4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。
(協議等の場の開催方法の特例) (新設)		(協議等の場の開催方法の特例)
第125条の2 <u>前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。</u>		第166条の2 <u>前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。</u> (新設)
2 <u>前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。</u>		2 <u>前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。</u>

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準会議規則
第17章 議員の派遣	第17章 議員の派遣	第8章 議員の派遣
(議員の派遣)	(議員の派遣)	(議員の派遣)
<p>第126条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合 <u>又は閉会中にあって</u> は、議長において議員の派遣を決定することができる。</p>	<p>第126条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合 <u>又は閉会中にあって</u> は、議長において議員の派遣を決定することができる。</p>	<p>第167条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。</p>
<p>2 前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間、<u>その他必要な事項</u>を明らかにしなければならない。</p>	<p>2 前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間<u>その他必要な事項</u>を明らかにしなければならない。</p>	<p>2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間、<u>その他必要な事項</u>を明らかにしなければならない。</p>

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準会議規則
第18章 補則	第18章 補則	第9章 補則
(電子情報処理組織による通知等) (新設)		(電子情報処理組織による通知等) (新設)
<p><u>第126条の2</u> 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</p>		<p><u>第167条の2</u> 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。 (新設)</p>
<p><u>2</u> 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。</p>		<p><u>2</u> 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。 (新設)</p>

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準会議規則
<p><u>3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。</u></p>		<p><u>3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。</u> <u>(新設)</u></p>
<p><u>4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第19条、第61条、第86条第1項、第87条第1項及び第121条の2の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。))による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。</u></p>		<p><u>4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第20条((日程の作成及び配布))、第66条((答弁書の配布))、第86条((会議録の配布))、第125条((答弁書の配布))、第140条((請願文書表の作成及び配布))第1項及び第141条((請願の委員会付託))第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。))による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。</u> <u>(新設)</u></p>

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準会議規則
<p><u>5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。</u></p>		<p><u>5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。</u> <u>（新設）</u></p>
<p><u>6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前二項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。</u></p>		<p><u>6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前二項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。</u> <u>（新設）</u></p>

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準会議規則
<u>(電磁的記録による作成等) (新設)</u>		<u>(電磁的記録による作成等) (新設)</u>
<p><u>第126条の3</u> この規則の規定（第27条第1項（第81条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。</p>		<p><u>第167条の3</u> この規則の規定（第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）第1項（第74条（選挙規定の準用）において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。 <u>(新設)</u></p>
<p><u>2</u> 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等より行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。</p>		<p><u>2</u> 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等より行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。 <u>(新設)</u></p>
(会議規則の疑義に対する措置)	(会議規則の疑義に対する措置)	(会議規則の疑義に対する措置)
<p>第127条</p>	<p>第127条 この規則の疑義は、議長が定める。ただし、異議があるときは、会議に諮って決める。</p>	<p>第168条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に<u>諮って</u>決定する。</p>

調布市議会委員会条例改正案 新旧対照表

令和6年8月30日議会運営委員会

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準委員会条例
(常任委員会の設置)	(常任委員会の設置)	(常任委員会の設置)
第1条	第1条 議会に常任委員会を置く。	第1条 議会に常任委員会を置く。
(常任委員会の所属, 常任委員会の名称, 委員定数及びその所管)	(常任委員会の所属, 常任委員会の名称, 委員定数及びその所管)	(常任委員の所属, 常任委員会の名称, 委員定数及びその所管)
第2条	第2条 議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。	第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。
2	<p>2 常任委員会の名称, 委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務委員会 7人</p> <p>行政経営部の所管に関する事項</p> <p>総務部の所管に関する事項</p> <p>市民部の所管に関する事項</p> <p>会計管理者の所管に関する事項</p> <p>監査委員の所管に関する事項</p> <p>選挙管理委員会の所管に関する事項</p> <p>他の委員会に属さない事項</p> <p>文教委員会 7人</p> <p>生活文化スポーツ部の所管に関する事項</p> <p>教育委員会の所管に関する事項</p> <p>農業委員会の所管に関する事項</p> <p>厚生委員会 7人</p> <p>子ども生活部の所管に関する事項</p> <p>福祉健康部の所管に関する事項</p> <p>建設委員会 7人</p> <p>環境部の所管に関する事項</p> <p>都市整備部の所管に関する事項</p>	<p>2 常任委員会の名称, 委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p>

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準委員会条例
(常任委員の任期)	(常任委員の任期)	(常任委員の任期)
第3条	第3条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。	第3条 常任委員の任期は、〇年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。
2 削除	2 任期満了による常任委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。	2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。	3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。	
(議会運営委員会の設置)	(議会運営委員会の設置)	(議会運営委員会の設置)
第4条	第4条 議会に議会運営委員会を置く。	第4条 議会に議会運営委員会を置く。
2	2 議会運営委員会の委員の定数は、6人とする。	2 議会運営委員会の委員の定数は、〇人とする。
3	3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。	3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。
(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)	(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)	(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)
第5条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。 ただし、任期満了による改選が、任期満了の前に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。	第5条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が、任期満了の前に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。	第5条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。
(特別委員会の設置等)	(特別委員会の設置等)	(特別委員会の設置等)
第6条	第6条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決によりこれを置く。	第6条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。
2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。	2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決によりこれを定める。	2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準委員会条例
3	3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。	3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。
(委員の選任)	(委員の選任)	(委員の選任)
第7条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が <u>指名し</u> 、会議に諮って選任する。ただし、閉会中においては、議長が選任することができる。	第7条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って <u>選任</u> する。ただし、閉会中においては、議長が選任することができる。	第8条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）の選任は、議長の <u>指名</u> による。
2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに <u>指名</u> する。	2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。	2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。
3	3 議長は、常任委員の申し出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。	3 議長は、常任委員の申し出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。
4	4 第1項ただし書の規定により委員を <u>選任</u> したとき及び前項ただし書の規定により委員の委員会の所属を変更したときは、議長は、その旨を次の議会に報告する。	
5 第 <u>3</u> 項の規定により所属を変更した常任委員の任期については、第3条第 <u>2</u> 項の規定の例による。	5 第 <u>2</u> 項の規定により所属を変更した常任委員の任期については、第3条第3項の規定の例による。	4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条（常任委員の任期）第2項の例による。
(委員長及び副委員長)	(委員長及び副委員長)	(委員長及び副委員長)
第8条	第8条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長各 <u>1</u> 人を置く。	第9条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長 <u>1</u> 人を置く。
2	2 委員長及び副委員長は、 <u>各々その委員会</u> において互選する。	2 委員長及び副委員長は、 <u>委員会</u> において互選する。

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準委員会条例
3	3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。	3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
(委員長及び副委員長がともにいないときの互選)	(委員長及び副委員長がともにいないときの互選)	(委員長及び副委員長がともにいないときの互選)
第9条	第9条 委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を <u>決めて</u> その互選を行わせる。	第10条 委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を <u>定めて</u> 、委員長の互選を <u>行わせる</u> 。
2	2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。	2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を <u>行う</u> 。
(委員長の議事整理権・秩序保持権)	(委員長の議事整理権・秩序保持権)	(委員長の議事整理権・秩序保持権)
第10条	第10条 委員長は、委員会の議事を整理し秩序を保持する。	第11条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。
(委員長の職務代行)	(委員長の職務代行)	(委員長の職務代行)
第11条	第11条 委員長に事故があるとき、 <u>又は</u> 委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。	第12条 委員長に事故があるとき <u>又は</u> 委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を <u>行う</u> 。
2	2 委員長及び副委員長とともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。	2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を <u>行う</u> 。
(委員長及び副委員長の辞任)	(委員長及び副委員長の辞任)	(委員長、副委員長の辞任)
第12条	第12条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。	第13条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。
(議会運営委員及び特別委員の辞任)	(議会運営委員及び特別委員の辞任)	(委員の辞任)
第13条 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、 <u>議会</u> の許可を得なければならない。 <u>ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。</u>	第13条 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、 <u>議長</u> の許可を得なければならない。	第14条 委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準委員会条例
(招集)	(招集)	(招集)
第14条	第14条 委員会は、委員長が招集する。	第15条 委員会は、委員長が招集する。
2	2 委員の定数の半数以上の者から、審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。	2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。
<u>(委員会の開会方法の特例) (新設)</u>		<u>(委員会の開会方法の特例) (新設)</u>
<u>第14条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。</u>		<u>第15条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第20条（（秘密会））第1項の秘密会は、この限りでない。</u>
<u>2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u>		<u>2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u>
<u>3 前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。</u>		<u>3 前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。</u>
<u>4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u>		<u>4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u>

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準委員会条例
(定足数)	(定足数)	(定足数)
第15条	第15条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第17条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。	第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第18条（委員長及び委員の除斥）の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。
(表決)	(表決)	(表決)
第16条	第16条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。	第17条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
2	2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。	2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。
(委員長及び委員の除斥)	(委員長及び委員の除斥)	(委員長及び委員の除斥)
第17条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。	第17条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。	第18条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。
(委員会の公開及び傍聴の取扱い)	(委員会の公開及び傍聴の取扱い)	(傍聴の取扱)
第18条	第18条 委員会は、これを公開する。ただし、次条の規定により秘密会とする議決があったときは、この限りでない。	第19条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。
2	2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。	2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準委員会条例
3	3 前項に規定するもののほか、委員会の傍聴について必要な事項は、議長が別に定める。	
(秘密会)	(秘密会)	(秘密会)
第19条	第19条 委員会は、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。	第20条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。
<u>2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いなくて委員会に諮って決める。</u> (新設)		2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いなくて委員会に <u>諮って</u> 決める。
(出席説明の要求)	(出席説明の要求)	(出席説明の要求)
第20条	第20条 委員会は、審査又は調査のため市長、教育長、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。	第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てなければならない。
<u>2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。</u> (新設)		<u>2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。</u> (参考)

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準委員会条例
(秩序保持に関する措置)	(秩序保持に関する措置)	(秩序保持に関する措置)
<p>第21条 委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号）、調布市議会会議規則（昭和39年調布市議会規則第1号。<u>以下「会議規則」という。</u>）又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し又は発言を取り消させることができる。</p>	<p>第21条 委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号）、調布市議会会議規則（昭和39年調布市議会規則第1号）又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し又は発言を取り消させることができる。</p>	<p>第22条 委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。</p>
<p>2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。</p>	<p>2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会を終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。</p>	<p>2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。</p>
<p>3</p>	<p>3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ又は中止することができる。</p>	<p>3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。</p>
(公聴会開催の手続)	(公聴会開催の手続)	(公聴会開催の手続)
<p>第22条 委員会が公聴会を開こうとするときは、<u>議長</u>の承認を得なければならない。</p>	<p>第22条 委員会が公聴会を開こうとするときは、議長にあらかじめ通知しなければならない。</p>	<p>第23条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。</p>
<p>2 <u>議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件を公示する。</u></p>	<p>2 <u>前項の通知を受けたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件を公示する。</u></p>	<p>2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を<u>聴こう</u>とする案件その他必要な事件を公示する。</p>
(意見を述べようとする者の申出)	(意見を述べようとする者の申出)	(意見を述べようとする者の申出)
<p>第23条</p>	<p>第23条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。</p>	<p>第24条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。</p>

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準委員会条例
<p><u>2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第27条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u> (新設)</p>		<p><u>2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u> (新設)</p>
<p>(公述人の決定)</p>	<p>(公述人の決定)</p>	<p>(公述人の決定)</p>
<p>第24条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から委員会において定め議長を経て、本人に、その旨を通知する。</p>	<p>第24条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者のうちから委員会において定め議長を経て、本人に、その旨を通知する。</p>	<p>第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p>
<p>2 あらかじめ申し出た者のうちにその案件に対して賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。</p>	<p>2 あらかじめ申し出た者のうちにその案件に対して賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。</p>	<p>2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。</p>
<p><u>3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。</u> (新設)</p>		<p><u>3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。</u> (新設)</p>
<p>(公述人の発言)</p>	<p>(公述人の発言)</p>	<p>(公述人の発言)</p>
<p>第25条</p>	<p>第25条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。</p>	<p>第26条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。</p>

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準委員会条例
2	2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。	2 公述人の発言は、その意見を <u>聴こう</u> とする案件の範囲を超えてはならない。
3	3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は発言を制止し又は退席させることができる。	3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。
(委員と公述人の質疑)	(委員と公述人の質疑)	(委員と公述人の質疑)
第26条	第26条 委員は、公述人に対し質疑をすることができる。	第27条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。
2	2 公述人は、委員に対し質疑をすることができない。	2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。
(代理人又は <u>文書等</u> による意見の陳述)	(代理人又は文書による意見の陳述)	(代理人又は <u>文書等</u> による意見の陳述)
第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は <u>文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により</u> 意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。	第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。	第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は <u>文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により</u> 意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。
(参考人)	(参考人)	(参考人)
第28条	第28条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。	第29条 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。
2	2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。	2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を <u>聴こう</u> とする案件その他必要な事項を通知しなければならない。
3 <u>参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べる</u> ことができる。(新設)		3 <u>参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べる</u> ことができる。(新設)

新	旧	【参考】全国市議会議長会標準委員会条例
<p>4 参考人については、第25条、第26条及び第27条の規定を準用する。</p>	<p>3 参考人については、第25条、第26条及び第27条の規定を準用する。</p>	<p>4 参考人については、第26条（（公述人の発言））、第27条（（委員と公述人の質疑））及び第28条（（代理人又は文書等による意見の陳述））の規定を準用する。</p>
<p>(記録)</p>	<p>(記録)</p>	<p>(記録)</p>
<p>第29条</p>	<p>第29条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を調製させ、これに署名又は押印しなければならない。</p>	<p>第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。</p>
<p>2</p>	<p>2 前項の記録は、議長が保管する。</p>	<p>2 前2項の記録は、議長が保管する。</p>
<p><u>3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。</u> (新設)</p>		<p><u>3 第一項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。</u> (新設)</p>
<p>(会議規則への委任)</p>	<p>(会議規則への委任)</p>	<p>(会議規則への委任)</p>
<p>第30条 この条例に定めるもののほか、委員会の会議については、<u>会議規則</u>の定めるところによる。</p>	<p>第30条 この条例に定めるもののほか、委員会の会議については、<u>調布市議会会議規則</u>の定めるところによる。</p>	<p>第31条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。</p>